

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、後期高齢者医療関係における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府綾部市長

公表日

令和6年4月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、医療給付に関する申請及び届出の受付等を行っている。 特定個人情報ファイルは、主に次の事務に使用する。 保険給付及び資格管理、保険料の賦課及び収納
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、市町村基幹業務支援システム、福祉系基幹業務支援システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の59の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条(第1号から第6号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二(80から83の項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条(第1号から第11号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 市民・国保課
②所属長の役職名	市民・国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	綾部市 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-0502
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	綾部市 市民環境部 市民・国保課 医療年金担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-4246

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	I 5②所属長の役職名	市民・国保課長 芦田 正彦	市民・国保課長	事後	
平成31年4月26日	I 7.請求先	綾部市 総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	綾部市 企画総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	事後	
平成31年4月26日	I 8.連絡先	綾部市 市民環境部 市民・国保課 国保年金 担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	綾部市 市民環境部 市民・国保課 国保・高 齢者医療担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	事後	
平成31年4月26日	II 1. いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月26日	II 2. いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年4月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和3年6月18日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和3年6月18日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和3年6月18日	I 7請求先	企画総務部 総務課 情報管理担当	企画総務部 総務課	事後	機構改革による変更
令和3年6月18日	I 1③システムの名称		後期高齢者医療広域連合電算処理システム、 市町村基幹業務支援システム、福祉系基幹業 務支援システム、中間サーバ	事後	評価の更新
令和4年6月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和4年6月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和5年6月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和5年6月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和6年4月3日	I 7請求先	綾部市 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	綾部市 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-0502	事後	
令和6年4月3日	I 8連絡先	綾部市 市民環境部 市民・国保課 国保・高 齢者医療担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	綾部市 市民環境部 市民・国保課 医療年金 担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-4246	事後	
令和6年4月3日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月3日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	